

第3号議案 2024年度事業計画

I 2024年度 基本方針

新緑の候 会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、国際情勢や地域社会が大きく変化している中、社会問題としての「孤独」が深刻になってきています。新たな施策として、令和6年4月1日に「孤独・孤立対策推進法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行されました。社会福祉士は、ますます活躍を期待される時代となっていきますが、実際に実践していくことは大変難しいものです。

2年前、本会は「自分を磨く、仲間と出会う」という方針のもと、大きく組織体制を見直し、3つのキーワード（学び、集い、ソーシャルアクション）を掲げ、本会の成長発展につながる基礎づくりに努めてきました。

今年度は本会設立30周年を迎え、記念式典や各支部にて様々なイベントが開催されます。是非、多くの方々が各地で集い、今までの歴史や活動を共有し、未来に向けて夢や目標を語っていただく機会としたいと考えています。

今後も会員の皆様と共に、専門職団体として社会の期待に応えられることを目標に、努力していきますので、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<重点目標>

- 1 会員のサポート体制の充実を図ります。
 - (1) 会員の学び、交流の場、ソーシャルアクションの充実
- 2 特別委員会にて新たな課題に取り組みます。
 - (1) リーガルソーシャルワークや児童虐待防止に関する研修など
- 3 持続的な地域共生社会の実現に寄与するため、多職種連携を推進します。
 - (1) 各専門職等との連携促進
 - (2) その他、公認心理師など新たな分野の関係者等との連携促進
- 4 災害支援などの広域連携の促進に取り組みます。
 - (1) 愛知、岐阜、静岡県等の各社会福祉士会との連携促進
 - (2) 社会福祉士養成校、その他、新たな県外関係団体等との連携促進
- 5 組織及び事務局体制の充実を図ります。
 - (1) 次の時代に向け、本会創設30周年記念式典・祝賀会の開催
 - (2) ホームページやグループウェアを活用し、周知啓発等の充実

II センター事業

1 地域生活定着支援センター（委託事業）

高齢または障がい有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等について、矯正施設入所中から退所後ただちに福祉サービス等につなげるため、三重県地域生活定着支援センター内に新たに運営委員会を設置し、支援の充

実を図っていきます。

業務内容は次の通りです。

(1) コーディネート業務

支援対象者のニーズを把握して、退所後に居住できる場を確保し、必要となる福祉サービスを受けることができるように準備を整えます。また、帰住希望地が県外の場合は、当該の地域生活定着支援センターと連携を図ります。

(2) フォローアップ業務

矯正施設退所後、地域での生活を始めたり、福祉施設等に受け入れされた支援対象者に対して、必要な支援や助言等を行っていきます。

(3) 被疑者等支援業務

保護観察所の依頼により、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢または障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後、直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行います。

(4) 相談支援業務

高齢または障がいのある犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等について本人あるいは関係者からの相談支援に応じます。

(5) 福祉支援機関や福祉行政機関等との連携

困難事例の取組みや課題解決のためネットワークを広げ連携強化に努めます。

(6) その他

啓発のため、研修会の開催、広報誌の発行等に努めます。

2 生涯研修センター

<基礎研修委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

会員が倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるよう、ソーシャルワークの基盤に基づいた体系的研修の仕組みである基礎研修を通じ、必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるための生涯研修制度を支え、自己研鑽をサポートします。

(2) 具体的な事業内容

- ・基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの運営（eラーニング、オンラインによる演習）
- ・基礎研修運営に関する進行・ファシリテーション等の調整
- ・修了レポート等の評価
- ・その他、基礎研修に関する事項の検討

事業名	月 日	会 場	予定参加者数
基礎研修Ⅰ	2024年 9月15日	e-ラーニング講座 オンライン	30名
	2025年 1月12日		
基礎研修Ⅱ	2024年 5月26日 ～2025年 2月（1月を	e-ラーニング講座 オンライン	20名

	除く第3日曜午前、計9回)		
基礎研修Ⅲ	2024年 5月26日 ～2025年 2月(第3日 曜午後、計10回、演習含)	e-ラーニング講座 オンライン	15名
基礎研修運営委員会	毎月第1月曜日19時～	オンライン	委員
レポート評価	2025年 3月	オンライン	全員

<スーパービジョン委員会>

- ・スーパービジョン説明会 2025年3月
- ・スーパービジョンマッチング
- ・スーパーバイザー会議 年1回

<実習指導者委員会>

- ・実習指導員講習会 年1回開催(2025年2月予定)
- ・実習指導者フォローアップ研修(2025年3月予定)

<社会福祉士国試模擬試験>

- ・2024年10月頃開催予定

3 権利擁護センター(ぱあとなあみえ)

- (1) 月1回、第2土曜午前を基本とする運営委員会の開催し、受任者の推薦や支援や相談事例の協議をします。
- (2) 成年後見人等の受任者の支援を行います。(事例検討会、成年後見継続研修等の研修の実施、ぱあとなあ活動報告書のチェック、各受任者への個別相談等の実施、ホームページ活用や通信の発行による情報共有)
- (3) 成年後見人材育成研修、名簿登録研修を実施し、成年後見人材育成研修の修了者が名簿登録できるようにし、名簿登録者を増やします。
- (4) 令和6年度地域医療介護総合確保基金に係る事業の提案：行政窓口、地域包括支援センターなど権利擁護支援担当者に向けた研修、親族後見人に向けた親族支援研修、専門職後見人に向けたスキルアップ研修を行います。
- (5) 市町への意見交換会を実施するなど、成年後見利用促進に向けて各市町への働きかけを実施します。
- (6) 後見事務のあり方、倫理綱領や個別支援者のマニュアル作成など研究事業を実施します。

事業名	月 日	会 場	予定参加者数
成年後見継続研修	2024年 6月 8日 2025年 2月 8日	三重県社会福祉会館 オンライン	各30名
成年後見人材育成研修	2024年 8月 3日 9月 7日 10月 5日 11月 9日	三重県社会福祉会館	各15名

成年後見名簿登録研修	2024年12月21日	三重県社会福祉会館	各20名
事例検討会	2024年 7月13日 10月12日 2025年 3月15日	テーマ別に3回 オンライン	各30名
地区別懇談会	2024年 8月10日 11月 9日 2025年 1月11日	伊賀地区 紀州地区 松阪地区	各30名
成年後見利用促進に係る市町訪問	時期未定	各市町	委員2名
ばあとなあ運営委員会	毎月第2土曜	三重県社会福祉会館	委員20名
都道府県ばあとなあ連絡協議会参加	時期未定	東京	委員2名
以下基金事業			
後見申立支援研修	2024年11～12月 (2回)	オンライン	各30名
親族後見人支援研修	2024年 9～11月 (2回)	会場未定	各30名
福祉専門職向け成年後見制度研修	時期未定	会場未定	各30名

Ⅲ 委員会事業

◎特別委員会

1 《U-40 プロジェクト特別委員会》

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

本会が県内等の社会福祉士資格保持者に対して入会促進を図り、持続可能な組織体制づくりの方向性を検討し、実行するためのプロジェクトです。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

委員会は、1～2か月に1度、平日夜オンラインで実施しています。
今後は対面での開催も検討していきます。

【事業活動】

- ① 大学生や一般社会人に対するの入会アプローチ
- ② 会員の退会防止策
- ③ 30歳未満を中心とした若年層会員への活動アプローチ
- ④ 広報活動などの見直し（ホームページメンテナンス含）
- ⑤ ソーシャルワーカーデーの運営への協力

事業名	実施予定	会場	予定参加者数
委員会	10回程度	三重県社会福祉会館 オンライン	各10名
退会防止策	2回	三重県社会福祉会館	各20名

若年層へのアプローチ (大学講義等)	2回	鈴鹿医療科学大学 皇學館大學	各10名
若年層会員交流会	1回	三重県社会福祉会館	各30名

2 《30周年記念行事プロジェクト特別委員会》

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

2024年5月19日の30周年記念行事を開催し、関係者や会員の皆さまへ感謝の気持ちを伝え、これまでの活動を振り返り、未来へ向けて夢や目標を共有することにより、本会および社会福祉士が今後ますます発展する機会とします。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

委員会は、2024年5月19日開催の30周年記念行事に向けて、随時、平日夜オンラインで実施します。必要に応じて、対面での開催も検討していきます。また、記念行事開催後のソーシャルアクションについて9支部と連携します。

【事業活動】

特に以下の2点について、より充実した内容になるべく協議と準備を重ねます。

- ・ 式典では来賓の方々含め参加者と共に、本会の30年の歩みとその歴史的な意義を共有します。
- ・ 1年間を通して、三重県全体に社会福祉士の活動の理解促進を図るため、創意工夫をこらしたソーシャルアクションに取り組みます。

3 《リーガルソーシャルワークプロジェクト特別委員会》（新）

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

様々な要因により、罪を犯してしまう高齢者や障害者、生活困窮者がいます。そのため、犯罪予防から出所後の支援、犯罪被害者等の支援についてのソーシャルワークが展開できるよう本会主催の認証研修開催に向けて取り組みます。

4 《子ども虐待防止ソーシャルワーク研修プロジェクト特別委員会（仮称）》（新）

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

子ども家庭福祉分野においても、行政や関係機関等が連携する包括的な支援体制の構築が求められています。行政職員や地域の活動者が、必要な知見やノウハウについて学ぶための研修を企画し、2024年秋頃に県内4会場でソーシャルワーク研修を開催できるよう取り組みます。

◎常任委員会

1 <高齢者・障がい者虐待防止委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

「三重県高齢者・障がい者虐待防止専門職チーム（※）」の活動を中心とし、虐待予防や再発防止、権利擁護に関する活動を積み重ねることで専門性を高め、三重県社会福祉士会（委員会）はもとより、会外部の各種関係機関や地域社会に対し、社会福祉士としての存在感や存在価値を高めていきます。

（※）三重県高齢者・障がい者虐待防止専門職チーム

三重弁護士会と三重県社会福祉士会から構成された任意団体です。
主な活動内容は、以下のものです。

- ①業務委託契約を交わした市町職員向け研修会へ講師派遣
- ②契約市町で発生した虐待事案について助言、アドバイザー派遣
- ③事業所虐待防止委員会の第三者委員の推薦

なお現在は、委員全員が虐待防止専門職チームメンバーを兼ねています。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

委員の都合を確認し、日程調整を行います。

（曜日、時間帯・開催サイクルは不定です。オンライン方式が中心です。）

【事業活動】

- ①虐待防止専門職チームへの参加（※）
- ②虐待防止、権利擁護に関する会員・委員向けスキルアップ研修会の開催。
- ③ 県内事業所の虐待防止に関する第三者委員として活動する委員への支援。
- ④委員会の活動内容や研修体験等について会員向け説明会の開催。
- ⑤虐待防止専門職チームでアドバイザーとして活動するために、日本社会福祉士会主催のアドバイザー養成研修への参加。

（※）三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム会議が定例委員会とは別に、土曜午前を中心に年間4、5回程度開催されています。

2 <司法と福祉の委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

福祉的支援を必要としていながら支援の網の目からこぼれてしまい、生きづらさ故に罪を犯してしまう人達の支援について、会員の学びを深めます。同時に外部の関係団体と連携してソーシャルインクルージョンの促進を目指します。

また、地域生活定着支援センターとより連携を図っていきます。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

2ヵ月に1回程度開催します。

日時はその都度それぞれの委員の都合を聞いて決定します。

【事業活動】

- ① 検察官、犯罪当事者等、外部講師を招いての研修会（2回開催）
- ② 委員の職場見学会（1回開催）
- ③ 定例委員会での学習会（随時開催）

3 <子ども家庭委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

子どもとその家庭を取り巻く様々な社会的問題に着目し、本会内部に対してだけではなく、本会外部の各関係機関や地域社会に対して継続的に研修会や調査などを行い発信していくことで、児童分野における社会福祉士（会）の専門性、存在感を高めていきます。また、それらの活動を通して、子どもの権利擁護、現代の家庭の抱える問題等を解決していくことを目指します。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

原則、毎月1回土曜にハイブリッド（アスト津・オンライン）で開催します。

【事業活動】

- ① 児童家庭福祉全般に関する課題についての啓発活動や研修会の開催
- ② ヤングケアラーに関する調査、分析、研修会の開催
- ③ ヤングケアラーに関する受託事業（予定）

4 <災害福祉委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

災害時、本会として会員に対して行うべきアプローチや、どのような取り組みが必要なのかについて、また災害福祉支援自体のあり方や活動内容に関する情報交換や課題の把握を行い、本会の体制構築を目指します。また、災害時に誰一人取り残さない地域社会やインクルーシブな社会づくりに向けて、社会福祉士としてどのような取り組みを進めていくべきかについても考えていきます。また、災害が発生した際、本会が機能的に活動していくための体制や対応について、マニュアル案等を作成し、災害発生時に対応できるようにします。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

2ヵ月に1度の割合で開催します。

開催日は、その都度委員の方のご都合を聞いて決めていきます。

【事業活動】

- ① 会員に向けた災害福祉研修会の開催（年2回程度）
- ② 被災時における他団体の取り組みから学ぶ機会作り（視察、研修会など）
- ③ 災害時における本会の対応研究

5 <独立（自立）型社会福祉士支援委員会>

（1）委員会活動の目的（ミッション）

「すでに独立型社会福祉士として活動している会員への支援」と「独立型社会福祉士に関心のある会員への支援」を委員会活動の両輪として、スキルアップのための取組みや必要とされるサポート体制などを考え、実践していきます。

（2）具体的な活動

【定例委員会】

2か月に1回程度に開催します。開催日は平日夜を中心に、委員の都合を聞いて日程調整します。

【事業活動】

- ① すでに独立型社会福祉士として活動する方等のスキルアップにむけた研修の開催
- ② 独立型社会福祉士に関心のある方を対象に勉強会や交流会の開催

6 <生活・地域支援委員会>

（1）委員会活動の目的（ミッション）

個々人の生活や、また地域において、現在さまざまな課題が浮き彫りになってきています。このため、重層的支援体制整備事業を念頭に置き、多様な生活にお困りの相談者像を受け止め直し、改めて照らし出された課題を共有し、見えてきた新たな支援のかたちを共に考え、また情報共有を図ることで、都度整理しながら各々の実践現場での支援の質の向上を目指します。また個々のお困り事から見えてくる地域の課題に対し、効果的に応じていくことのできる地域づくりや解決に向けてのアプローチ方法など、ツールの構築も考えていきます。

（2）具体的な活動

【定例委員会】

2か月ごとに第3水曜日（午後8時00分～）オンライン形式で、概ね1時間半程度開催します。また開催形態も都度検討します。

【事業活動】

- ① 年間3回程度、会員向け研修会を開催。

7 <高齢者権利擁護支援委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

三重県から本会が受託している『地域権利擁護支援研修事業』において実施する研修等について、理事会ならびに事務局との協働の下、研修等の企画立案や、準備作業、当日運営を主導していきます。そして、事業の実施を通じて、県内全域の福祉従事者や行政職員等の権利擁護意識の向上とネットワークの拡充を目指します。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

委員の予定を都度確認しながら、年間7回程度を見込んでいます。

【事業活動】

① 市町職員等対応力強化研修

- ・権利擁護推進現任者研修
 - ア 市町・包括管理職及び担当職員研修
 - イ 専門研修
 - ウ 相談・交流等事業

- ・権利擁護普及啓発研修

② 権利擁護推進員養成研修

- ・介護施設等における権利擁護推進員養成研修

事業名	月 日	会 場	参加者数等
市町・包括管理職及び担当職員研修	2024年 7月9日	三重県社会福祉会館	50名
介護施設等における権利擁護推進員養成研修	2024年 8月21日 9月24日 11月18日	三重県社会福祉会館	50名
高齢者虐待対応現任者専門研修	2024年 8月 7日 8月29日 9月30日	三重県社会福祉会館	30名
高齢者虐待防止担当者交流会	2024年10月29日	三重県教育文化会館	30名
権利擁護普及啓発研修	2025年 2月12日	三重県総合文化センター	200名

IV 支部活動

今年度の県下9地域の支部活動は、30周年記念事業のソーシャルアクションを含めて展開していきます。地域でのネットワークの構築や仲間づくりをさらに推進し、新たな会員同士のつながりを創っていきます。

詳しくは、各支部の事業計画の冊子をご覧ください。